

お知らせ

第 127 号

2018. 2. 01 発行

保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。

《健康保険料率》

平成 30 年度の協会けんぽ健康保険料率が下記の通り改定されます。岩手県の健康保険料率は、ここ 2 年続けて引き下げとなっていました。30 年度は 0.02 ポイントの引き上げとなります。一方、介護保険料は 0.08 ポイントの引き下げの予定です。ちなみに平成 30 年度健康保険料率が一番低いのは新潟県の 9.63%、逆に一番高いのは佐賀県の 10.61%です。

	現行	平成 30 年 3 月～
岩手県保険料率	9.82%	9.84%
改定幅	—	+ 0.02ポイント

	現行	平成 30 年 3 月～
介護保険料率	1.65%	1.57%
改定幅	—	△ 0.08ポイント

《労災保険料率》

平成 30 年度の労災保険料率が改定され、全 54 業種のうち料率引き上げが 3 業種、据え置き 31 業種、引下げ 20 業種となり、全業種の平均で現行の 4.7/1000 から 4.5/1000 となる見通しです。料率引き下げとなる主な業種は下記のとおりです。

業 種	現行	平成 30 年 4 月～
建築事業	11/1000	9.5/1000
交通運輸事業	4.5/1000	4/1000
卸売業・小売業、飲食店、宿泊業	3.5/1000	3/1000

平成 31 年 3 月の大学等卒業予定者の求人について

- ◆ 平成 31 年 3 月大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等）卒業・修了予定者に関する、ハローワークの求人取扱いスケジュールが変更になっています。具体的には、求人公開日が昨年度の 6 月 1 日から 4 月 1 日に変更になったのに伴い、求人の受理が昨年度の 3 月 1 日から 2 月 1 日に変更になりました。大学等卒業予定者に対する求人をお考えの事業所様は、求人スケジュールのご確認をお願い致します。

労働者代表の適正な選出を

- ◆ 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）や 1 年単位の変形労働時間制に関する協定を締結する際の労働者代表には代表とすることができる要件があり、また適正な選出方法によることが必要です。別紙「三六協定の締結にあたり、労働者過半数代表者の適正な選出を」をご覧ください、過半数代表者の選出にご注意下さい。